

旅行者消費喚起事業「ちの旅ウインターリゾートキャンペーン」
(ちの旅クーポン券) 取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、宿泊利用及び観光消費を促進し、観光、飲食、物販等に幅広い経済波及効果を生み出すことを目的として、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大により業績が著しく落ち込んでいる市内の飲食店事業者及び観光事業者に対し、旅行者消費喚起事業「ちの旅ウインターリゾートキャンペーン」（ちの旅クーポン券）という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の用に供する施設のうち、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業をいう。ただし、従業員等の福利厚生を目的とする保養所及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設を除く。
- (2) 宿泊事業者 宿泊施設において旅館業を営む者をいう。
- (3) 住宅宿泊施設 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出に係る住宅をいう。
- (4) 住宅宿泊事業者 住宅宿泊施設において住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む者をいう。
- (5) 観光事業者 主に観光客に対して商品やサービスを提供する市内の事業者または（一社）ちの観光まちづくり推進機構会員（以下「推進機構会員」という。）であつて、市内に店舗を保有する者。
- (6) 飲食店事業者 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定により飲食店営業の許可を受け、かつ、日本標準産業分類に定める分類表における中分類76（飲食店）を市内において営む者または推進機構会員をいう。ただし、チェーンストア（11以上の店舗を直接経営している同一法人が営む店舗をいう。）を除く。

(事業内容)

第3条 旅行者消費喚起事業「ちの旅ウインターリゾートキャンペーン」（ちの旅クーポン）事業は、茅野市内の宿泊施設に宿泊した者（外国人旅行者含む、全国民）を対象に（1人1泊につき2,000円分「ちの旅クーポン券」）を交付する。

(「ちの旅クーポン券」交付対象宿泊事業者)

第4条 交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、事務局との間に生じるす

すべての手続きにおいて日本語で対応することができ、交付対象者の指定後に速やかに事業実施が可能であることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に掲示し、または茅野あんしん認証の認定を受け、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 宿泊事業者又は住宅宿泊事業者であって、宿泊施設又は住宅宿泊施設において令和4年7月1日以前から当該事業を営むものとする。
- (2) 「ちの旅クーポン券」交付対象宿泊事業者は、あらかじめ、交付対象宿泊施設認定申請書（様式第1号の1）を施設ごとに理事長に提出し、認定を受けなければならない。
- (3) 理事長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、「ちの旅クーポン券」交付対象宿泊施設として認定することを決定したときは、当該申請者に事務局から「ちの旅クーポン券」を配布する。

（「ちの旅クーポン券」取扱対象事業者）

第5条 主に観光客が利用する観光事業者または飲食店事業者であり、当該ちの旅クーポン券を使って料金精算ができる者。また飲食店においては、食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けている者。（以下、本号の事業者は「クーポン取扱対象事業者」という。）但し飲食店は「茅野あんしん認証EAT」の登録を受けた施設に限る。

- (1) 「ちの旅クーポン券」取扱対象事業者は、あらかじめ、取扱対象施設認定申請書（様式第1号の2）を施設ごとに理事長に提出し、認定を受けなければならない。
- (2) 規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員については交付対象としない。

（助成金対象経費）

第6条 助成金の額は、前条第2項の規定により認定を受けた宿泊施設で宿泊した者を対象とする、1名1泊2,000円のちの旅クーポン券を交付する。

（ちの旅クーポン券の配布期間）

第7条 令和4年12月21日のチェックイン以後の宿泊から令和5年1月31日のチェックインまでの宿泊者とする。ただし、今後の感染状況によっては、対象期間、対象条件を見直すことがあるものとする。

（ちの旅クーポン券利用期限）

第8条 ちの旅クーポン券の利用期限は、令和4年12月21日から令和5年2月1日までとする。

- 1 宿泊施設から、ちの旅クーポン券を対象した者にちの旅クーポン券を配布することとする。なお、その際には、宿泊施設名をちの旅クーポン券の裏に明記した上で、提供する

こととする。

- 2 宿泊施設の施設名の記載がないクーポン券については、無効とする。
- 3 対象期間が過ぎたクーポン券については、無効とし、対象事業者が誤って受け取った場合、換金できないものとする。
- 4 ちの旅クーポン券は、クーポンを発行した宿泊施設と同一施設内のクーポン対象事業者では利用できないものとし、誤って収受した場合、換金できないものとする。
- 5 ちの旅クーポン券取扱事業者は、クーポンを受け取り後に、必ず店舗名の押印することとする。

(ちの旅クーポン券交付の条件)

第9条 ちの旅クーポン券の交付の条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 身分証とワクチン3回接種証明またはPCR検査等陰性証明する書類の提示を受けるものとする。
- (2) 業種ごとに作成されたガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策等を行うこと。
- (3) 1名1泊あたりの宿泊金額が2,000円(税込)未満の方は「ちの旅クーポン券」配布対象外とする。

(「ちの旅クーポン券」取扱対象事業者の助成金申請等)

第10条 「ちの旅クーポン券」取扱対象事業者においては、ちの旅クーポン券換金用伝票(様式第5号)及び利用済みちの旅クーポン券(原本)を理事長に提出するものとする。

(助成金交付決定)

第11条 「ちの旅クーポン券」取扱対象事業者においては、前条第2項に規定するちの旅クーポン券換金用伝票の提出時に押印する事務局の印鑑をもって交付を行うことを決定する。

(交付決定の取消し等)

第12条 理事長は、ちの旅クーポン券の交付の決定を受けた者が偽り或其他不正の手段によりちの旅クーポン券換金による助成金の交付を受けたときは、ちの旅クーポン券助成金交付の決定を取り消すものとする。

理事長は、前項の規定によりちの旅クーポン券の助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に助成金の交付を受けた者における第12条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。